

令和4年8月12日付け県公報第337号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業期間
変更前 令和4年7月12日から令和5年1月16日まで
変更後 令和4年7月12日から令和5年3月17日まで
- 4 作業地域
浜松市北区東三方町地内ほか